

## 第8期第21回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日(水) 午後4時30分から午後5時22分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(27名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	蠣崎 梓	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

### 5. 議事日程

第1 委員の議席の決定に関する件

第2 地区委員会の指名に関する件

第3 議事録署名委員の指名

第4 会期の決定

第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第6 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第7 報告第3号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第8 報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件

第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第3号 農地法第4条の許可を不要とする特例申出に関する件

第12 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

第13 議案第5号 むかわ町農業委員会会議規則の一部改正(案)に関する件

第14 議案第6号 令和8年度むかわ町参考貸借料指標に関する件

第15 議案第7号 令和8年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件

第16 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件

## 6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 藤田 浩樹、主任 佐々木 理人  
穂別支局－支局長 藤野 真稔、主査 長谷山 美香

## 7. 会議の概要

- 事務局 総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
- 会 長 【会長挨拶】
- 議 長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は27名です。欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第21回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。
- 事務局 それでは、日程第1「委員の議席の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 日程第1、委員の議席の決定に関する件でございます。蠣崎委員の任命に伴い議席番号について、どのように決めてよいかをお諮りするものです。
- 議 長 改選期に行う議席の決定については、むかわ町農業委員会会議規則第7条に「議席は、あらかじめくじで定める」と規定されており、それに従ってまいります。また、これは、地方自治法や農業委員会法等で定められているものではなく、方法はそれぞれ団体に決めてよいこととなります。
- 議 長 町農業委員会会議規則で定められている、くじによる方法は、改選期を想定とし定められており、これにより行う場合、その対象は全委員ということとなります。くじにより行う方法もございますが、他の方法で行う場合については、どのような方法が良いかをまず決定する必要がありますので、方法について決定いただきたくよろしく願いいたします。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
- 26番 ただいま、事務局から説明がありました。議席の決定については、改選期ですと、くじにより決定ということですが、今回は欠員補充という部分もありますので、まず、方法についてお諮りをします。どのような方法で決定することがよろしいでしょうか。
- 議 長 事務局提案があればそれを皆さんに諮って決定すればよいのではと思いますがいかがでしょうか。
- 議 長 ただいま、事務局から案があればという声がありました。それでよろしいでしょうか。
- 議 長 (異議なしの声あり)
- 議 長 それでは事務局より腹案があれば説明をお願いします。
- 事務局 それでは、事務局よりご提案申し上げます。

事務局

事務局案ですが、まず、同義団体の例として、むかわ町議会の例を申し上げますと、むかわ町議会運営に関する基準というものを定めており、そこで「補欠選挙の議員は、前任者の議席を充てるのを例による。」とあります。つまり、欠番に充てるということとなります。さらには、一般的にもこの例によるものが多くありますが、町農委として、くじで定める場合、慣例として期数等を鑑みながらくじを行い、議席を決定しているところですが、前段説明したとおり、全員が対象となるため、委員皆様の議席番号が大きく変わることが想定されます。よって、今回のような任期途中の欠員補充による場合は、欠番に充てることとし、蠣崎委員の議席番号については、8番を議席番号とすることを提案申し上げます。

また、席についても8番席に着席いただく形で提案いたしますので、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明があったとおり、本件については、蠣崎委員の議席番号を欠番となっている8番とし、現任委員については、そのままということで行きたいといった提案となります。

これより、質疑に入ります。説明に対する質問、意見はありませんか。

(発言なし)

議長

質問 意見がありませんので、決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、蠣崎委員の議席は8番で決定いたします。

蠣崎委員は、8番席に移動願います。

続いて、日程第2「地区委員会の指名に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

日程第2、地区委員会の指名に関する件でございます。蠣崎委員の属する地区委員会についてお諮りをしますが、こちらは、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第5条に「地区委員は会長が総会に諮って指名する。」と規定されております。これに従い、蠣崎委員の属する地区委員会については会長の指名により決定することをご提案させていただきますので、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、蠣崎委員の属する地区については、会長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。それでは、蠣崎委員については、川東地区委員会に属することを指名します。

続いて、日程第3「議事録署名委員の指名」ですが、19番・清瀬委員と20番・森山委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、兩名に決定をいたしました。

日程第4「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案7件、決議案1件の合わせて12件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第5 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書は4ページです。

4ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載しております。全部で2件、7筆、面積は合計80,949㎡で、1番2番については貸主の意向により解約に至ったものです。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第6 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

3月につきましては、議案書に記載のとおり、11日に川西川東合同地区委員会、9日に穂別地区委員会を開催しております。

川西地区委員会では、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権設定について3件審議した結果、適当と判断しております。

川東地区委員会では、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権設定について5件審議した結果、適当と判断しております。

穂別地区委員会では、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権設定について11件審議した結果、適当と判断しております。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。

議長 報告第2号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。  
続いて、日程第7 報告第3号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。

1番、所在地はむかわ町■■■■■、名称は■■■■■  
■■■■■、法人設立年月日は令和■■■■■日です。

親会社は令和■■■■■日に■■■■■、■■■■■と■■■■■  
■■■■■しております■■■■■で、グループ会社設立による特例要件によるものです。この後のご説明では■■■■■を【親会社】■■■■■  
■■■■■を【子会社】としてご説明させていただきますのでご了承ください。

それでは、農地所有適格法人として要件を満たしているか、ご報告させていただきます。

1点目、組織形態要件です。組織形態は株式会社ですので、要件を満たしております。

2点目、事業要件です。事業内容欄に1から9まで記載しておりますが、農業に関する事業が記載されていることが確認でき、こちらも要件を満たしています。

3点目、議決権要件ですが、農業関係者が総議決権の過半を占めなければなりません。こちらが特例となっております。

特例要件は、子会社が農業経営改善計画に親会社からの出資に関する計画を記載し、市町村の認定を受けなければなりません。農業経営改善計画に記載し、■■■■■にむかわ町の認定を受けております。

特例の内容としては、親会社が、議決権の過半を持てることとなり、■■■■■  
■■■■■となっておりますので議決権の要件を満たしています。

4点目、役員要件ですが、役員の過半が法人の農業に常時従事する構成員であることが要件ですがこちらも特例となっております。特例要件は、子会社が4つの条件を満たし農業経営改善計画に親会社の役員が子会社の役員を兼務する計画を記載し、市町村の認定を受けなければなりません。

条件の一つ目は、親会社が子会社の総議決権の過半を有していること。二つ目は、親会社が認定農業者かつ農地所有適格法人であること。三つ目は、兼務役員が親会社の行う農業の常時従事者かつ親会社の株主であること。四つ目は、兼務役員が子会社の行う農業に30日以上従事することですが、農業経営改善計画等で確認し一つ目から四つ目まですべて満たしております。

特例の内容は農業経営改善計画に記載された兼務役員は、子会社の農業に常時従事する株主役員と同様に取り扱う事ができるので、役員要件を満たします。

事務局 以上、[ ]については、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められます。なお、[ ]は、この後の議案第1号で農地取得の説明をしますが農地取得後は太陽光利用型フェンローハウスを設置しハウス内でトマトの栽培を行い、ハウス以外の農地では牧草を作付けする計画です。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第8 報告第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書は8ページになります。

先月の農業委員会総会で承認いただきました農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、議案書8ページに記載のとおりむかわ町の公告がされたことを、報告いたします。

なお、議案書9ページから14ページに北海道農業公社からの認可申請及び計画一覧を添付しておりますのでご確認願います。以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑はございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第9 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、[ ]が譲受人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説

事務局

明を申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

【議案書朗読】

1番は相手方の要望により賃貸借するものです。

2番は先程の報告第3号でご説明いたしました新規参入法人の要望により売買するものです。

3番から12番については、相手方の要望により賃貸借及び使用貸借するものです。

以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案書19ページから42ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認ください。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

24番

1番について現地を確認してきましたので、報告します。

事務局の説明があったとおり、1番は[ ]が[ ]に農地を賃貸する案件ですが、取得後はカリフラワーを作付けする計画となっています。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

26番

2番について現地を確認してきましたので、報告します。

事務局の説明があったとおり、2番は[ ]が新規参入法人の[ ]に農地を売買する案件ですが、取得後はハウス内ではトマト、ハウス外では牧草を作付けする計画となっています。

現在、当該地は、[ ]が管理をしておりますが、営農実績はなく、若干荒れてきておりますが、今後、耕作されることにより解消も期待できます。また、太陽光利用型フェンローハウス内でのトマトの作付けしていくということで、町内では初めての施設ということになるため、行政、地域、我々農業委員も含め、注視はしなければならないと考えますが、先程事務局からも説明があったとおり、[ ]を[ ]しているということもあり、継続的な営農、農地の適正な利用等されると判断したところです。以上です。

11番

3番について現地を確認してきましたので、報告します。

事務局の説明があったとおり3番は[ ]が[ ]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

3番

4番5番7番8番9番について現地を確認してきましたので、報告します。

事務局の説明があったとおり4番は[ ]、5番は[ ]、7番は[ ]

3 番 さん、8番は■■■■、9番は■■■■が、それぞれ■■■■に農地を賃貸する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。

4番5番7番8番9番については、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

2 2 番 6番10番について現地を確認してきましたので、報告します。

事務局の説明があったとおり、6番は■■■■に農地を使用貸借、10番は■■■■が■■■■に農地を賃貸する案件ですが、取得後は、6番は牧草、10番は南瓜を作付けする計画となっています。

6番10番については、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

2 1 番 11番について現地を確認してきましたので、報告します。

事務局の説明があったとおり11番は■■■■が■■■■に農地を賃貸する案件ですが、取得後は南瓜を作付けする計画となっています。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

2 5 番 12番について現地を確認してきましたので、報告します。

事務局の説明があったとおり12番は■■■■外3名が■■■■に農地を賃貸する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第10 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書44ページをお開き願います。

【議案書朗読】

1番は■■■■が農家住宅を建設する案件です。

申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可であります

事務局 　　が、農家住宅の建築は町農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられており、農地区分と転用面積は特に問題ないと考えます。

また、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。

45ページから49ページに、それぞれ現況地目図、配置図、平立面図、調査表を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 　　ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

24番 　　1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。  
本申請は、農家住宅を建設するものです。

申請地は、                    が所有する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 　　質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 　　ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。

次に、日程第11 議案第3号「農地法第4条の許可を不要とする特例申出に関する件」を議題といたします。を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第3号、農地法第4条の許可を不要とする特例申し出に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は51ページです。

【議案書朗読】

申し出者は、                                    の                    さんより農業用倉庫を建築する計画でございます。

確認、検討事項が3項目ありますが、1番目は認定農業者であるため要件を満たしております。2番目については、農業用倉庫の新設なので、要件を満たしております。3番目については周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれがないと考えます。

手続きは、総会に諮って可決された場合、52ページの「検討結果通知（案

事務局

)」を申出者に通知して、申出者は、本書を受理後に着工が可能となります。

あらためて、特例のメリットとしては、農業用施設の面積要件がないことと、北海道農業会議への意見聴取が省略でき、農用区域内で事前に町のお墨付きが受けることができれば、総会に諮ることができる。事務手続きについても通常の農地法4条の手続きよりも、提出書類が少なく、53ページから58ページまでの資料に個人情報で添付できませんが、認定農業者の認定書の写しのみで時間が短縮されるため通常より早めに工事に着手することができます。以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。

次に、日程第12 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件」を議題といたします。なお、本案件は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、が借受予定者となっており、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は60ページをお開き願います。

はじめに、北海道農業公社が買入をした農地について、一時貸し付けを行うための利用権設定です。

【議案書朗読】

賃貸期間については告示日から記載のとおりとなっております。図面は62ページから71ページに添付しておりますので、ご確認願います。

続いて、72ページから転貸者が北海道農業公社による利用権設定です。

【議案書朗読】

賃貸期間については告示日から記載のとおりとなっております。

図面につきましては、73ページから81ページに添付しておりますのでご

事務局 確認願います。なお、この計画要請の内容は、82ページに添付のあります機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。次に、日程第13 議案第5号「むかわ町農業委員会会議規則の一部改正(案)」について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、むかわ町農業委員会会議規則の一部改正(案)について、ご説明を申し上げます。

議案書は84ページをお開き願います。

これまで、むかわ町農業委員会会議、地区委員会・総会等において、会長及び職務代理者が議事参与の制限から議長となれない事案が数度あり、会議に参加する委員の中で年長者に議長を担っていただいております。そのため、委員が任命された令和6年7月の最初の総会で運用として定めて取り扱ってまいりましたが、このたび規則に明記することで、会議が円滑に進行できることから、規則の一部を改正するものでございます。

84ページに記載の資料に第5条の新旧対照表がございます。改正案が左側で現行が右側になります。次に85ページをご覧くださいと思います。

第5条の第1項では、「会長は、総会の議長となり、議事を整理する」とありますが、第2項を追加するというので、「会長及び第15条で互選した者」とありますが、次のページに第15条で会長の代理というのがあります。「会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とあり、これは職務代理者となります。85ページに戻っていただき、第5条の第2項に「会長及び第15条で互選した者に事故があるとき又は農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与することができないときは、当該会議に出席する委員のうち年長の委員が議長となる。」と明記し改正するものです。また、本改正案は86ページに記載のとおり、決定後に施行することとなります。以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。  
続いて、日程第14 議案第6号「令和8年度むかわ町参考賃借料指標に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、令和8年度むかわ町参考賃借料指標に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書88ページに「令和8年度むかわ町参考賃借料」を添付してございます。

本町においては、義務化されている「実勢賃借料の情報提供」を、1月から12月に締結された賃借料を田畑別に集計し、地域ごとに最高額、最低額、平均額をホームページ上で公表しています。併せて、担い手の経営を守る視点から地域の平均的な担い手が負担しうる賃借料として「参考賃借料」を設定してございます。

参考賃借料の概要といたしましては、平成21年まで標準小作料として定めていたものが農地法改正により廃止となりましたが、地域の混乱や農業者の不安などを払拭するため、町農委独自で参考賃借料を定めるようになったものです。

摘要欄の作物等については、過去、鶴川地区、穂別地区それぞれ定めていたものを集約し今の指標としております。

令和8年度におきましては、昨年度と同様の指標にて参考賃借料を本総会に上程することとしました。なお、これまでも利用権設定等の際には、この数字のほか、土地の形状、条件等を鑑み、地域協議等を踏まえ賃料等は設定していることとしますし、最終的には農業委員会の決定となりますが、今後についても、地域や出し手、受け手の納得のできる形での設定等をお願いしたいと思います。以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

事務局 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。

議 長 続いて、日程第15 議案第7号「令和8年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号、令和8年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書90ページに「令和8年度 農作業標準賃金・機械作業料金」を添付してございます。

本件は、町農業者が農作業等の受委託等の参考とするため、その求めに応じて示しているという主旨でございます。令和8年度農作業標準賃金・機械作業料金を提案するにあたり、これまで各地区委員会を経て、4役会議で確認してきております。

主な変更点を申し上げます。まず1番、農作業標準賃金につきましては、農作業一般が1,075円、園芸作物一般も1,075円となっております。

受託側の視点から適正な料金反映となるよう、令和8年度はこのようなかたちで定めることについてご提案を申し上げますので、内容をご確認いただき、ご審議ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありますか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第16 決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件」を議題といたします。事務局より決議案について説明をお願いします。

事 務 局 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件について、ご説明申し上げます。

議案書92ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事、農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されたことを受け、令和元年11月28日に開催されました「令和元 年度全国農業委員会会長代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、令和元年12月18日付けで、北海道農業会議から送付された公文書により、各市町村農業委員会総会等において、毎年1度、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を行う旨、依頼されているものです。

むかわ町農業委員会といたしましても、今総会においてお諮りし、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、この申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員が綱

- 事務局 紀肅正の徹底を図っていくものであります。  
議案は事前配付していますので、記書きを読み上げて、提案とさせていただきますので、決議のご決定のほどよろしく申し上げます。  
【決議文朗読】  
以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしと認め、決議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がないようですので、決議案第1号は原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。